

2021年11月24日

## 日本法の組織再編における香港子会社の株主変更に関する Stamp Duty(印紙税)免除についての最新の動向

香港・英国弁護士 中村 祐子

日本弁護士(香港における外国法登録弁護士) 横井 傑

2021年7月に、香港の会社の株式を保有する会社を含んだグループの組織編成を考えている企業にとって福音となりえる香港終審法院(The Court of Final Appeal -日本の最高裁にあたります。)の判決(Nomura Funds Ireland Plc v The Collector of Stamp Revenue [2021] HKCA 1040)が出ました。本ニュースレターでは、香港の Stamp Duty(印紙税)に関する概要と当該判決が日本法における組織再編にもたらす効果について説明します。

### Stamp Duty (印紙税) 制度の概要

#### 1. Stamp Duty とは

香港法人の株式を譲渡する場合、Stamp Duty Ordinance(以下「印紙税条例」)に基づき、譲渡価格又は譲渡株式の簿価(\*)のいずれか高い方の0.26%(この税率はこれまで長らく0.2%だったところ、2021年8月から増税されました。)が Stamp Duty として課税され、株式の譲渡人と譲受人が連帯して納付義務を負います。(Stamp Duty は、譲渡人と譲受人で0.13%ずつ折半することが多いですが、どちらか一方が0.26%分を全額負担することでも結構です。)

株式譲渡において、この Stamp Duty を支払ったことを示す香港税務局の Stamp Office(以下「Stamp Office」)のスタンプが押印された株式譲渡書類を対象会社に提出し、それを元に対象会社が株主名簿の書き換えを完了した時をもって株主の変更が完了したといえます。従って、以下で記載する一連の手続き(Stamping の手続きと呼ばれています。)は、株式譲渡において省略することができない手続きです。

(\*)株式の「簿価」は、対象会社の監査済み決算書等をもとに Stamp Office が計算します。基本的には総資産から負債の総額を引いたものを発行株式総数で割ったものが一株の「簿価」となります。「簿価」には対象会社が持つ子会社、孫会社の価値も含まれます。

## 2. Stamping 手続きの概要

株式譲渡と Stamping の手続きのおおよその流れは以下の通りです。

- (1) 譲渡人と譲受人との間で株式譲渡に関する書類(通常、Instrument of Transfer と Sold and Bought Notes と呼ばれる書類が使われます。)(以下「株式譲渡書面」)にサインをする。
- (2) 株式譲渡書面へのサイン後、サイン済みの株式譲渡書面、売買契約書(もしあれば)、対象会社(及び対象会社が子会社を持つ場合は子会社の)の監査済み決算書を含む必要な書類を Stamp Office に提出し、Stamp Duty の額の査定を受ける(\*)。
- (3) Stamp Office から Stamp Duty の額の通知を受けた後、速やかに Stamp Duty を小切手で支払う(\*\*)。納付後、Stamp Office は Stamp Duty が納付済みであることを証する印鑑を株式譲渡書面に押す。
- (4) Stamp Office の押印がある株式譲渡書面を対象会社に提出し、それを元に対象会社は株主名簿の書き換えをし、また、株式の譲受人に対し新株券を発行する。(なお、株式譲渡には、定款の規定にもよるが、基本的には譲渡を承認する対象会社の取締役会の決議が必要。)

(\*)Stamp Duty の査定にかかる時間はケースバイケースですが、対象会社の資産に子会社や不動産がない場合は、早ければ株式譲渡書面提出後3営業日以内に Stamp Duty の額の連絡があります。対象会社が子会社や不動産を所有している場合は追加の質問及び追加書類の要請が出る可能性がより高く、それに伴い査定にかかる時間が長くなります。

(\*\*)Stamp Duty の支払いを含む Stamping の手続きは、外部のカンパニーセクレタリーサービス会社を含む第三者に委託することが可能です。幣事務所を含む香港の多くの法律事務所でも扱っております。その場合、通常その委託先に Stamp Duty 額分のおおよその金額を事前に香港に送金しておくこととなります。

## 3. グループ企業間の株式譲渡に対する Stamp Duty の免除申請

株式譲渡日時点で譲渡人が譲受人の株式を直接的又は間接的に最低 90%を保有している場合、グループ企業間の株式譲渡として、Stamp Duty の免除(Intra-Group Relief)の申請が可能となっています。ただし、申請の結果 Stamp Duty が免除されても、その株式譲渡の日から 2 年以内に上記の規定のグループ企業との関係が解消された場合は、免除された Stamp Duty を払う必要があります。

### 企業再編と Stamp Duty について

#### 1. 香港会社条例の下での合併(Amalgamation)

ご参考までに、香港では、会社条例(Companies Ordinance)の規定により、香港の持株会社はその 100%の香港の子会社(垂直合併)、又は同一の香港の持株会社を 100%親会社とする香港の子会社同士(水平合併)が可能です。手続きとしては、合併される会社の Directors 全員が「支払能力がある旨の声明書」を作成し、また、会社条例及び定款の規定に基づき各会社の取締役会決議及び株主会決議で承認を得、

合併を公告する等の手続きが必要です。

香港の会社同士の合併(Amalgamation)における香港会社の株式の承継においては、基本的には Stamp Duty の対象とはならないと考えられていますが、この点について印紙税条例及び Stamp Office が出している指針で明確にされていないため、ケース毎の対応が必要となります。

香港では上記のような 100%のグループ会社同士の合併(Amalgamation)以外には、日本でいうところの「合併」や「吸収分割」という仕組みは存在せず、組織再編の手段としては、基本的には株式譲渡もしくは事業譲渡によって行うこととなります。そのため、Stamp Office にとって日本の「合併」や「吸収分割」は理解しづらい仕組みであるといえます。

## 2. 合併と Stamp Duty に関する香港終審法院の判決について

印紙税条例の規定により、香港会社の株式の beneficial interest(受益権)の transfer(譲渡)に対して、その譲渡の書面に対し Stamp Duty が課税されることになっています。

2021 年 7 月に出された香港終審法院(The Court of Final Appeal)の判決(Nomura Funds Ireland Plc v The Collector of Stamp Revenue [2021] HKCA 1040)は、上述の印紙税条例の規定が争点となりました。

このケースは、ある証券会社のグループの二つのファンド会社(一つはルクセンブルグで設立された会社で、もう一つはアイルランドで設立された会社)がルクセンブルグの法律に基づいて吸収合併を行い、その際、吸収合併された会社の資産であった香港会社の株式の「承継」に対し Stamp Duty を課税するという香港の Stamp Office の判断に不服を唱え、訴訟を提起しましたが、一審は Stamp Office の判断を支持したため、ファンド側が終審法院(The Court of Final Appeal)に控訴をしたものです。

.....

合併当事者はルクセンブルグの法律に基づいて合併計画書を締結していましたが、第一審では、その合併計画書をもって香港会社の株式の「譲渡」がなされたとし、印紙税条例の規定に基づき Stamp Duty の支払いが必要であると判断されました。ファンド側は証拠としてルクセンブルグの弁護士の意見書を 2 通提出し、香港会社の株式は、意図的な「譲渡」(transfer)ではなく、ルクセンブルグの法律(\*)の効果(by operation of law)により合併での存続会社へ全ての資産と債務が「承継」(transmission)されたのであり、合併計画書によって「譲渡」がされたものではない(つまり、Stamp Duty の対象となる株式譲渡に関する書面は存在しない。)ので Stamp Duty の支払いの対象ではないと主張していましたが、第一審ではこのルクセンブルグの弁護士の2つの意見書は矛盾しており認められないとし、ファンド側が敗訴しました。

((\*)判決文の中に当該ルクセンブルグの法律の全文は出ておりませんが、判決文から、この規定は、「合併が当局に承認された日に、合併消滅会社の全ての資産と債務が合併の存続会社に移管され、合併消滅会社は消滅する。」という内容であると推測されます。)

しかしながら、終審法院では、このルクセンブルグの弁護士の2つの意見書は矛盾しておらず、ルクセンブルグの法律を合理的に分析したもので、これらの意見書を認めない理由は見当たらないとし、この意見書をもとに、当該株式は(ルクセンブルグの)法律の効果により全ての資産と債務と共に「承継」されたものであり、合併計画書による「譲渡」ではないので、印紙条例の規定の範囲外であり Stamp Duty の課税対象ではない

とし、控訴する間とりあえず支払われていた Stamp Duty の返金を Stamp Office に命令しました。

.....

当該判決には法的に複雑な考え方が含まれていますが、この判決から言える重要な点は、香港には同様の仕組みが存在しないことからこれまで海外の吸収合併に関する法律にもとづく吸収合併において香港子会社の株式が対象資産の一部であった場合の Stamp Duty の課税について法的解釈が不明確な状態が長く続いており、Stamp Duty の支払いを避けるためにはグループ会社間の株式譲渡であることを根拠に Stamp Duty の免除申請を行うケースが多かったところ、今後は「合併消滅会社の全ての資産と債務が合併存続会社へ承継される。」という法律に基づいて香港法人の株式の権利が移管された場合には、そのような免除申請をせずに香港の Stamp Duty 自体を免れることができる可能性が高くなったということです。

そして、吸収合併に関するルクセンブルグの法律と日本の会社法の規定は非常に似通っていると思われることから、今回のこの終審法院の判決をもとに、日本で吸収合併による組織再編を行う場合にも、香港会社の株式の移管について Stamp Duty の支払いの対象ではないことを主張できる可能性があると考えられます。ただし、当面は Stamp Office に対しこれらの点を説明した日本法に関する意見書の提出が必要になると思われる。また、今回の判決が Stamp Office の担当者間で定着するまで Stamp Office の対応には注意が必要となります。そして、念のため、グループ企業間の Stamp Duty 免除申請をする権利を留保しておくことが考えられます。

なお、今回の判決は合併消滅会社から合併存続会社への包括承継を対象としたものでしたが、日本の会社法ではその他の組織再編の方法として、合併時に新設会社が設立されその会社へ包括継承される場合、および、吸収分割・新設分割という形も規定されています。これらの場合にも、同様に法律の効果 (By operation of law) による包括承継であるという主張ができる可能性があります。この点さらなる検討が必要と考えます。また、香港法にはこのような仕組みがいずれも存在しないため、これらの組織再編の方法に対する Stamp Office の反応について今後の動きを見ていく必要があるかと思えます。

## 最後に

株式の簿価によっては香港の Stamp Duty の額が多額になる可能性があり、組織再編の計画の初期の段階で Stamp Duty 対策についても検討することが望ましいと思われる。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
香港・英国弁護士、Nakamura & Associates 代表、AMT シニア・フォーリン・カウンセラー  
中村 祐子([hirokohxn.nakamura@amt-law.com](mailto:hirokohxn.nakamura@amt-law.com))  
日本弁護士、Nakamura & Associates 外国法登録弁護士、AMT アソシエイト  
横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))  
日本及びニューヨーク州弁護士、AMT パートナー  
中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

東京都千代田区大手町1-1-1  
大手町パークビルディング

NAKAMURA & ASSOCIATES

Suites 4110-4111, 41/F., Jardine House  
1 Connaught Place, Central, Hong Kong

---